

令和 2 年度

熊取町一般会計予算書

令和 2 年度熊取町一般会計予算

令和 2 年度熊取町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 5, 3 4 0, 7 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 0 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 2 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
01 町税		4,166,806
	01 町民税	2,320,436
	02 固定資産税	1,569,911
	03 軽自動車税	115,733
	04 町たばこ税	160,726
02 地方譲与税		92,776
	01 地方揮発油譲与税	23,000
	02 自動車重量譲与税	66,000
	04 森林環境譲与税	3,776
03 利子割交付金		7,000
	01 利子割交付金	7,000
04 配当割交付金		35,000
	01 配当割交付金	35,000
05 株式等譲渡所得割交付金		30,000
	01 株式等譲渡所得割交付金	30,000
06 法人事業税交付金		4,250
	01 法人事業税交付金	4,250
07 地方消費税交付金		826,000
	01 地方消費税交付金	826,000
08 ゴルフ場利用税交付金		11,000
	01 ゴルフ場利用税交付金	11,000
10 環境性能割交付金		30,000
	01 環境性能割交付金	30,000
11 地方特例交付金		25,000
	01 地方特例交付金	25,000
12 地方交付税		2,966,000
	01 地方交付税	2,966,000
13 交通安全対策特別交付金		5,905
	01 交通安全対策特別交付金	5,905
14 分担金及び負担金		100,608
	02 負担金	100,608

(単位：千円)

款	項	金額		
15 使用料及び手数料		195,771		
	01 使用料	100,816		
	02 手数料	94,955		
16 国庫支出金		2,852,188		
	01 国庫負担金	1,519,374		
	02 国庫補助金	1,322,716		
	03 委託金	10,098		
17 府支出金		1,276,424		
	01 府負担金	844,533		
	02 府補助金	346,575		
	03 委託金	85,316		
18 財産収入		174,504		
	01 財産運用収入	11,104		
	02 財産売却収入	163,400		
19 寄附金		50,000		
	01 寄附金	50,000		
20 繰入金		665,675		
	01 基金繰入金	665,675		
21 繰越金		50,811		
	01 繰越金	50,811		
22 諸収入		608,796		
	01 延滞金、加算金及び過料	4,392		
	03 受託事業収入	470		
	04 雑入	603,934		
23 町債		1,166,200		
	01 町債	1,166,200		
歳	入	合	計	15,340,714

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金 額
01 議会費		127,304
	01 議会費	127,304
02 総務費		1,508,961
	01 総務管理費	1,182,837
	02 徴税費	203,977
	03 戸籍住民基本台帳費	100,910
	04 選挙費	398
	05 統計調査費	20,391
	06 監査委員費	448
03 民生費		6,343,921
	01 社会福祉費	1,959,989
	02 国民年金費	11,585
	03 児童福祉費	3,319,872
	04 国民健康保険費	406,674
	05 介護保険費	645,801
04 衛生費		1,450,298
	01 保健衛生費	383,483
	02 清掃費	1,046,119
	03 上水道費	20,696
05 農林水産業費		69,017
	01 農業費	65,678
	02 林業費	3,339
06 商工費		67,731
	01 商工費	67,731
07 土木費		2,876,249
	01 土木管理費	244,022
	02 道路橋りょう費	2,082,022
	03 河川費	35,042
	04 都市計画費	497,782
	05 住宅費	17,381
08 消防費		603,098

(単位 : 千円)

款	項	金額		
	01 消防費	603,098		
09 教育費		1,388,731		
	01 教育総務費	260,665		
	02 小学校費	471,422		
	03 中学校費	211,278		
	04 社会教育費	290,872		
	05 保健体育費	154,494		
10 公債費		881,012		
	01 公債費	881,012		
11 災害復旧費		4,392		
	01 農林水産施設災害復旧費	2,196		
	02 公共土木施設災害復旧費	2,196		
13 予備費		20,000		
	01 予備費	20,000		
歳	出	合	計	15,340,714

第 2 表 債 務 負 担 行 為

事 項	期 間	限 度 額
熊取町土地開発公社の銀行その他金融機関 に対する債務保証	令和2年度	熊取町土地開発公社が事務執行のため銀行その他 金融機関より借り入れる資金に対し、800,0 00千円の範囲内でその債務を保証する。
OA機器等賃借及び保守委託（令和2年 度）	令和2年度 ） 令和9年度	136,645千円
学童保育所指定管理委託（令和2年度）	令和2年度 ） 令和3年度	51,031千円
小学校健康診断業務委託（令和2年度）	令和2年度 ） 令和3年度	3,683千円
中学校健康診断業務委託（令和2年度）	令和2年度 ） 令和3年度	2,906千円
封入封緘等業務委託（令和2年度）	令和2年度 ） 令和3年度	2,714千円

第 3 表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法			
				償還期限	左のうち 据置期間	償還方法	そ の 他
庁舎改修事業	千円 8,500	証書借入 又は 証券発行 (借入先 政府・地方 公共団体金 融機構・大 阪府・その 他)	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて、利率 の見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率)	年以内	年以内	満期一括 償還又は 年賦又は 半年賦、 元利均等 又は元金 均等償還	町財政の都合又は融 通条件により据置期 間及び償還期限を短 縮し、もしくは繰上 償還又は借り換える ことができる。
老人憩の家 耐震補強事業	3,900			30	5		
西保育所改修事業	8,100			20	3		
認定こども園施設 整備事業	30,900			30	5		
広域廃棄物処分場 整備事業	1,000			20	3		
し尿処理施設 整備事業	154,500			20	3		
水道事業会計出資債	20,000			40	5		
町道舗装事業	4,900			15	3		
交通安全施設 整備事業	3,300			5	1		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法			
				償還期限	左のうち据置期間	償還方法	その他
橋りょう修繕事業	千円 50,100	証書借入 又は 証券発行 (借入先 政府・地方 公共団体金 融機構・大 阪府・その 他)	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府及 び地方公共 団体金融機 構資金につ いて、利率 の見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	年以内	年以内	満期一括 償還又は 年賦又は 半年賦、 元利均等 又は元金 均等償還	町財政の都合又は融 通条件により据置期 間及び償還期限を短 縮し、もしくは繰上 償還又は借り換える ことができる。
町道久保高田線 歩道拡幅事業	100,300			15	3		
熊取駅西整備事業	171,500			15	3		
公園整備事業	31,500			20	3		
防災行線無線 デジタル化事業	9,600			10	2		
防災行政無線 整備事業	9,100			10	2		
小学校施設改修事業	9,400			25	3		
小学校大規模改造事業	41,600			25	3		
臨時財政対策債	508,000			20	3		